

高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例(仮称)の基本的考え方についてのパブリック・コメント実施結果

本市では、平成27年7月10日から24日までの期間、「高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例(仮称)の基本的考え方」についてのパブリックコメントを実施しました。いただきました御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

(1) 意見総数 4件(4名)

(2) いただいた御意見(要旨)とそれに対する市の考え方

・提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしているものがあります。

- ・一人のご意見で複数項目ある場合は、項目毎の回答としています。
- ・基本構想(案)の内容に直接関連しないご意見は掲載していません。

①御意見を踏まえて基本構想(案)の修正等を行うもの 0件

② ①以外の寄せられた御意見と市の考え方

No.	意見項目(要旨)	市の考え方
1	<p>4 市の責務について「積極的」の文言を追加する。市は、基本理念にのっとり、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等に関する必要な措置を適切に講じるよう努めるものとする。 「適切」→「適切かつ積極的」</p> <p>8 緊急安全措置について所有者等が不明の場合でも適用されるのか。(その場合の費用負担は)</p>	<p>市は「基本理念」にのっとり必要な措置を講ずるよう努めるとされており、この「基本理念」においては「空家等の適切な管理は、市、所有者等及び市民が相互に密接な連携を図り、協働して行わなければならない。」と、市に適切な管理の責務を課していることから、ここでの規定は、原案どおりとさせていただきたいと存じます。</p> <p>市が通常可能な範囲で調査したにも関わらず所有者等が不明の場合は、所有者等不明のまま措置を行います。(措置後も所有者等が不明で請求できない場合は、最終的に市の負担となります。)</p> <p>※緊急安全措置は、所有者等が明らかになるまで徹底調査するいとまがないほどの切迫した状況への対処と想定しており、この場合においては、措置後に所有者等を調査し費用請求することも考えています。</p>
2	<p>空家の「適切な管理」と「活用の促進」を分け、それぞれに関する規程を制定して欲しい。 特に「活用の促進」については、専任の管理者が居る</p> <p>1 老若男女が集い、くつろげる家 2 子どもが遊び、学べる家 3 高齢者が心身ともに楽しめる家</p> <p>を地区ごとに設置するなどの空家を有効利用できるシステムを構築して欲しい。</p>	<p>「活用の促進」については、本条例の根幹となる「空家等対策の推進に関する特別措置法」の目的の1つであることから、別々に規定することは考えておりません。</p> <p>ただし、今後検討を重ねて行く中で、御提案のような空家の有効利用システムを構築することとなれば、その実現に向け、詳細な規定を設けて行く必要があると考えています。</p>
3	<p>公平かつ公正であり、柔軟に対応できる空家等対策計画が策定されることを心待ちにしております。</p>	<p>御意見の趣旨が反映される「空家等対策計画」を策定するように努めてまいります。</p>
4	<p>特定空家を除く空家の防犯対策について</p> <p>1 空家の所有者に防犯灯を設置させる。 2 設置費用の1/3を補助する。 3 防犯灯の電気代は所有者が、維持管理は自治会がそれぞれ負担する。</p>	<p>空家の所有者に防犯灯の設置を義務付けることは、困難であると考えます。</p> <p>現在、防犯灯は自治会が設置をし、その設置費用や維持管理費を市が助成していますが、各地区に割り当てられる防犯灯には限りがあるため、空家を含め、地区内の何処に設置するのが防犯対策に有効かを各地区で御判断された上で、設置をしていただければと考えます。</p>